

ピアカウンセリング事業実施委託 仕様書

1 事業目的

自らも精神障害者である相談担当者（ピアカウンセラー等）が、精神障害者からの福祉サービスの利用等に関する相談に応じ、必要な助言等を行う他、ピアカウンセラーを中心としたグループ交流等を実施することにより、精神障害者の地域生活を支援するとともに、その自立と社会参加の促進、及び活動の場の拡充を図ることを目的として、発注者は、受託者に対して「ピアカウンセリング事業」を委託するものである。

2 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 事業内容

ピアカウンセラーを中心とした以下のピアカウンセリング事業を実施する。

- (1) ピアカウンセラーにより助言、情報提供等を行う相談事業
- (2) 交流の場やいこいの場を提供する事業
- (3) ピアカウンセリングに関する普及・啓発事業
- (4) その他、目的に沿った事業

4 事業内容に応じた業務

	事業内容	業務
①	ピアカウンセラーにより助言、情報提供を行う相談事業	1 ピアミーティング【月1回以上】 (グループカウンセリング) 2 ピアカウンセラーのフォローアップ (市内で活動するピアカウンセラーをフォローアップする) 3 スポーツ・文化等交流【年1回以上】
②	交流の場やいこいの場を提供する事業	
③	ピアカウンセリングに関する普及・啓発事業	1 ピアサポート連絡会【年3回以上】 2 ピアカウンセリングに関する普及啓発物の作成
④	その他、目的に沿った事業	地域連携のためのネットワークづくり

5 事業実施場所

市内受託事業者事業所、その他事業を実施するに適する場所

6 その他

(1) 報告書の提出

受託者は、この契約に基づく業務を完了したときは、契約期間が終了後、速やかに業務完了届及び事業実績報告書を委託者に提出するものとする。

(2) 引継業務

履行期間満了移行に本事業の受託業者が変更になる場合には、責任を持って次期受託者に円滑に業務の引継ぎを行い、支障なくピアカウンセリング事業を遂行できるよう努めること。

また、業務施行にあたって得た個人情報等については、十分な引継ぎが確認された後に、PC、サーバー等から確実に消去するとともに、紙類については復元不可能な形で廃棄すること。

(3) 本市への協力

受託者は、本事業で得た知識や経験を活かし、本市が行う精神保健福祉施策の研修等において、講師として積極的に協力すること。

(4) 関係法令等の遵守

受託者は、関係法令、例規等を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

(5) 個人情報の管理

業務上必要な個人情報等については、受託業者が個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準、その他の関連規定に従い適正に管理しなければならない。

(6) 仕様書に定めのない事項について

その他、本仕様書に定めのない事項等については、川崎市委託契約約款及び個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項に定めると共に、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。